

平成28年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について

項 目	実 施 内 容	備 考
<p>1 みんなが入りたい建設産業を目指して</p> <p>【ひとの回帰・育成】</p> <p>(1) 「技術者育成型総合評価」を新設（若手育成型を拡充）</p> <p>(2) 総合評価落札方式で「登録基幹技能者の活用」評価の実施</p> <p>【ワーク・ライフ・バランスの推進】</p> <p>(1) 現場代理人・主任技術者の交代要件の緩和</p> <p>(2) 社会保険等未加入業者の一次下請禁止</p> <p>(3) 余裕のある契約工期の設定（施工の平準化）</p> <p>(4) 余裕のある契約工期の設定（休日の確保）</p> <p>(5) 債務負担行為の活用による適正な工期の設定</p>	<p>(1) 現行の「若手技術者育成型総合評価」に「U I J ターン者」、「女性」を加えた「技術者育成型総合評価落札方式」を新設する。（一部工事で試行） ・配置予定技術者の年齢が45歳未満の場合に評価 [5点～15点] ・女性技術者及びU I J ターンの技術者は加算 [2点]</p> <p>(2) 簡易型以上（1億円以上）で、「登録基幹技能者資格を有する者の活用」を評価する。 [2点] ※下請企業の所属者含む（県内在住者に限る。） ※1工種1名以上配置できれば評価（当該工事に含まれる工種に限る。）</p> <p>(1) 現場代理人及び主任技術者の交代要件として「妊娠、出産、育児、介護」を認める。</p> <p>(2) 社会保険等未加入業者との一次下請契約締結を禁止する。 ・下請代金総額3,000万円（建築工事の場合は4,500万円）以上が対象 ・違反者には制裁金、入札参加資格停止、工事成績評定の減点を科す。</p> <p>(3) 予め最大準備期間を見込んだ工期を設定できるよう、「工事着手日選択工事」を拡充する。 ※最大準備期間：実工期（（実作業日数＋後片付け日数）×不稼働割増係数）の3割以内（40日以上）の日数に20日を加えた範囲内で定める。 ※工期の始期日から受注者が選択した工事着手日までの準備期間は、現場代理人及び主任技術者の配置を必要としない。</p> <p>(4) 多くの現場が「日曜日のみ休日」となっている現状を考慮し、実工期に「週当たり1日」割り増した、「担い手確保モデル事業」を実施する。</p> <p>(5) 債務負担行為の活用等により、年間を通した工事発注の平準化と計画的かつ切れ目のない発注を推進する。</p>	<p><現行> ・配置予定技術者の年齢が35歳未満の場合に評価 [10点～15点]</p> <p><現行> ・死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合などに限定</p> <p><現行> ・受注者が契約時に、工事着手日を工事開始日から60日以内で選択できる</p>

**2 未来につなぐ建設産業を
目指して**

【建設企業の適正評価】

- (1) 防災活動の出動実績評価の拡大
- (2) ボランティア活動に防災活動を追加
- (3) 優良建設技術者表彰制度の拡充
- (4) 優良業務表彰制度の拡充

- (1) 深夜や警報発表時に限らず、大雪時の除雪や倒木処理など困難な業務も加点する。
※総合評価：平成28年度から評価
要請を受けた活動〔5点〕
※格付け：平成29年度から加点
要請を受けた活動〔4点/回〕最大20点（変更なし）
- (2) 大雪など異常気象時や浸水対応などの災害関係のボランティア活動も評価する。
※総合評価：平成28年度から評価
活動〔5点〕
※格付け：平成29年度から加点
活動〔2点/回〕最大10点（変更なし）
- (3) 「優良建設技術者賞」の被表彰者数を見直し、1名程度から4名程度に拡充する。（土木3名、建築1名 うち1名は知事表彰）
※若手建設技術者奨励賞（35歳未満）は引き続き1名とする。
・総合評価における「徳島県優良工事表彰等」の評価に、「優良建設技術者表彰」を追加 知事賞〔5点〕部長賞〔2点〕
- (4) 「測量・地質調査業務」において優良業務表彰（2者程度）を創設するとともに、「設計業務」の被表彰者数を見直し、土木・建築関係各1者程度から土木3者程度、建築1者程度に拡充する。
・企業評価基準において、平成29年度から各種表彰企業を評価〔5点〕

<現行>
・深夜、警報発表時

<現行>
・優良建設技術者賞 1名
・若手建設技術者奨励賞 1名

<現行>
・土木・建築関係各1者

**3 地域の活性化や雇用の促進を
目指して**

【企業の立場に立った執行】

- (1) 設計変更等相談窓口の設置
- (2) 最低制限価格等の見直し
- (3) 再質問期間の設定
- (4) 設計金額の事後公表の見直し
- (5) 委託業務の発注見通しの公表

- (1) 受注者からの設計変更にかかる相談や苦情を受ける窓口を「出納局検査企画課」に設置する。
- (2) 公共工事の品質確保の観点から、最低制限価格、低入札価格調査基準価格等の算定率を引き上げる。
※平成28年4月1日以降の入札公告案件等から適用。
- (3) 設計条件について発注者との共通理解を深めるため、再質問の機会を設定する。
- (4) 設計金額2億円未満の工事のうち、修繕、耐震化、大規模仮設工事等の「見積りが難しい」工事については設計金額を事前公表する。
- (5) 現在、工事で実施している四半期毎の発注見通しを委託業務においても実施する。
※未発表計画等を除く（設計金額250万円以上）

<現行>
・再質問は認めていない

<現行>
・1億円以上の大型工事は事後公表

4 企業の負担軽減等

【企業の負担軽減】

(1) CPD(継続学習)の評価基準の見直し

(1) 企業や技術者の時間的な負担等を軽減するため、CPDの評価基準を見直す。
 ・簡易型以上
 5年間 50ユニット以上 [5点]、30ユニット以上 [3点]
 ・施工能力審査型
 5年間 50ユニット以上 [5点]、30ユニット以上 [3点]
 ※ただし、前年度に取得単位がないものは評価しない。
 (平成29年度から適用)
 ※施工能力審査型は、有効取得期間が2年間から5年間へ
 改正となることから、平成28年度に限り現行の評価基準を併用

<現行>

・簡易型以上
 5年間 100ユニット以上 [5点]
 60ユニット以上 [3点]
 ・施工能力審査型
 2年間 30ユニット以上 [5点]
 15ユニット以上 [3点]

(2) 低入札価格調査基準価格を下回った場合の辞退制度を新設

(2) 入札金額が調査基準価格を下回った場合に低入札調査を辞退する旨の「低入札調査辞退届」を入札参加資格申請時に提出することにより、入札金額が調査基準価格を下回った場合には、低入札調査の辞退を認める。

(3) 家畜伝染病協定等(研修)の評価基準の見直し

(3) 研修を開始後、3年が経過し、研修内容の定着が図れたことから、有効評価受講年度を延長(緩和)する。
 ※当該年度から前々年度までの受講実績を評価

<現行>

・当該年度から前年度までの受講実績を評価

(4) 工事関係書類の簡素化

(4) 土木施工管理基準及び土木工事共通仕様書を改定し、提示書類の簡素化等を実施する。
 ※(例) 出来型管理の測点間隔を20mから40mに改定し、工事写真等を削減
 ※平成28年7月1日以降の入札公告案件等から適用

(5) 講習会の実施等による支援

① 入札等支援
 ア 入札等支援講習会の実施

① ア 入札参加に必要な見積・総合評価落札方式・施工体制等に関する基礎知識を習得するための講習会を、平成28年度においても引き続き実施する。

② 電子化支援
 ア 電子納品の個別相談会等の実施

② ア 電子納品に関する個別相談会等を、平成28年度においても引き続き実施するとともに、習熟度アップにつながる取組を実施する。

イ 電子入札システムの共同利用の拡大

イ 平成28年度においても引き続き、市町村との電子入札システムの共同利用の拡大を図る。

③ 建設業支援
 ア 現場代理人等の適切かつ効率的な配置

③ ア 建設企業が現場代理人等を適切かつ効果的に配置できるよう「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の周知を図る。

イ 建設業BCPの認定

イ 建設業BCPの策定支援及び認定企業に対するフォローアップを、平成28年度においても引き続き実施する。

ウ 入札参加資格審査申請の市町村との共同受付

ウ 建設企業の負担軽減と県及び市町村の事務の合理化・効率化を図るため、申請窓口の県への一元化や申請書類の共有化を引き続き実施する。

